

商品券取扱事業者の募集について

新型コロナウイルス感染症により低迷した消費を喚起し、町内の中小商工業振興及び活性化に寄与するとともに、町民の生活支援を目的として実施します。

商品券の取扱いができる事業者を募集しますので、希望される事業者は田野町役場まちづくり推進課へお申し込みください。

取扱事業者

○田野町内に事業所、店舗等を有し、本事業に賛同する事業者

※本店や本部が町外にあるチェーン店の小売店につきましては、商品券の取扱いに制限がかかりますことを、ご了承ください。

○中芸地区内に事業所、店舗等を有する事業者で、その代表者が田野町住民基本台帳に登録されているもの

【指定店登録から商品券換金まで】

- ①指定店登録申請書（本紙裏面）に記入のうえ、町に提出して下さい。（郵送及びFAX可）
※随時受付としますが、令和2年8月31日(月)までに申込があった事業者につきましては、指定店一覧表に掲載し、購入対象者への事前周知を行うことができます。
- ②審査後、町から指定店登録証及び商品券の取扱いができる指定店ポスターを送付します。
- ③指定店ポスターは速やかに店頭に掲示して下さい。
- ④商品券の換金手続きは、換金請求書及び商品券を町に提出して下さい。
換金の請求は月3回までとします。（毎月10日、20日、30日㍻）

商品券

○商品券1万円分を5千円で販売（1セット＝500円券×20枚）

【内訳】「全店舗共通券16枚」＋「小規模店舗専用券4枚」

- ・全店舗共通券は登録された全ての指定店で使用できます
- ・小規模店舗専用券は本店及び本部が町外にあるチェーン店の小売店では使用できません

○取扱いできないもの

- ①不動産、金融商品、たばこ、医療費
- ②商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に抵触するもの
- ④国税、地方税、使用料などの公租公課
- ⑤その他、町が適当でないと思えたもの

○使用期限：令和3年 3月31日（水）まで（以降の使用はできません）

○換金期限：令和3年 4月 9日（金）まで（以降の換金はできません）

お問い合わせ

その他にご不明な点がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

〒781-6410 田野町1828-5 まちづくり推進課 商品券係（TEL：0887-38-2813・FAX：0887-38-2044）